

## 2. 学校推薦型選抜の出願資格及び出願要件

次の出願資格のいずれかに該当し、かつ志望学部・学科・専攻の出願要件を満たす者とします。

### 〈出願資格〉

- ① 2022年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者（2021年度中に卒業した者又は卒業見込みの者を含む。）
- ② 通常の課程による12年の学校教育を2022年3月31日までに修了見込みの者（2021年度中に修了した者又は修了見込みの者を含む。）
- ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を2021年度中に修了又は修了見込みの者

### 〈出願要件〉

出身学校長が責任をもって推薦でき、合格した場合は入学することを確約できる者。

## ◎ 共同教育学部

### (1) 国語専攻

次のいずれかに該当する者

- ① 学習成績概評がAの者
- ② 学習成績概評がB以上で、国語の評定平均値が4.3以上の者

### (2) 社会専攻

次のいずれかに該当する者

- ① 学習成績概評がAの者
- ② 学習成績概評がB以上で、地理歴史及び公民の全履修科目の評定平均値が4.3以上の者

### (3) 数学専攻

次の項目全てに該当する者

- ① 数Ⅱ、数Ⅲ、数Bを履修又は履修見込みの者  
※ 専門教育に関する教科「理数」を履修の場合、数Ⅱ、数Ⅲ、数列、ベクトルの内容を履修又は履修見込みであることを調査書の備考欄に記入してください。  
※ 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、マセマティックスHLを履修している者又は履修見込みの者
- ② 学習成績概評がB以上で、数学の評定平均値が4.3以上の者

### (4) 理科専攻

次のいずれかに該当する者

- ① 学習成績概評がAの者
- ② 学習成績概評がBかつ理科の評定平均値が4.1以上の者で、物理、化学、生物、地学のうち1科目以上を履修又は履修見込みの者  
※ 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、フィジックスHL、ケミストリーHL、バイオロジーHL、地学のうち1科目以上を履修した者又は履修見込みの者

### (5) 技術専攻

次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校の工業に関する学科を卒業見込みの者
- ② 高等学校の総合学科において工業に関する科目を20単位以上履修し卒業見込みの者

(6) **音楽専攻**

次のいずれかに該当する者

- ① 学習成績概評が B 以上の者
- ② 音楽の評定平均値が4.0以上の者

(7) **美術専攻**

次のいずれかに該当する者

- ① 学習成績概評が B 以上で、美術又は工芸の評定平均値が4.0以上の者
- ② 学習成績概評が B 以上で、美術及び工芸並びにこれらに類する科目（素描、絵画、彫刻、ビジュアルデザイン、クラフトデザインなど）について計10単位以上修得又は修得見込みで、その評定平均値が3.5以上の者

(8) **保健体育専攻**

次の項目全てに該当する者

- ① 学習成績概評が B 以上の者
- ② 下記のスポーツ種目において、ブロック大会（例：関東大会）レベル以上に出場した者  
または前述の競技実績に相当する競技力を持つと学校長が判断する者  
スポーツ種目：体操競技、陸上競技、水泳、球技（バスケットボール、サッカー、バレーボール）、ダンス、柔道
- ③ 大学入学後、当該種目を継続しようとする意志がある者

(9) **教育専攻**

学習成績概評が B 以上の者

(10) **教育心理専攻**

学習成績概評が B 以上の者

(11) **特別支援教育専攻**

学習成績概評が B 以上の者

◎ **情報学部**

下記出願枠のいずれか又は、プログラム特別枠若しくはGFL特別枠を併願で出願することができ、合格者の判定は下記の出願枠それぞれで実施します。

なお、併願で出願した場合、プログラム特別枠又はGFL特別枠で合格とならなかった者は、一般枠で合格となる場合があります。

○ 一般枠

調査書の学習成績全体の評定平均値が3.8以上の者

○ プログラム特別枠

以下の各プログラム内の要件のいずれかに該当する者

A 人文情報プログラム

- 1 調査書の学習成績全体の評定平均値が3.8以上の者
- 2 学習成績概評が B（4.2～3.5）以上で、国語の評定平均値が4.3以上の者

B 社会共創プログラム

- 1 調査書の学習成績全体の評定平均値が3.8以上の者
- 2 学習成績概評が B（4.2～3.5）以上で、地歴・公民の評定平均値が4.3以上の者

### C データサイエンスプログラム

- 1 調査書の学習成績全体の評定平均値が3.8以上の者
- 2 学習成績概評が B (4.2～3.5) 以上で、数学の評定平均値が4.3以上の者
- 3 学習成績概評が B (4.2～3.5) 以上で、次の i～iii のいずれかを取得している者
  - i. 実用数学技能検定：準1級以上
  - ii. 統計検定：3級以上
  - iii. 情報処理技術者試験（どの試験区分でも可）

### D 計算機科学プログラム

- 1 調査書の学習成績全体の評定平均値が3.8以上の者
- 2 学習成績概評が B (4.2～3.5) 以上で、数学の評定平均値が4.3以上の者
- 3 学習成績概評が B (4.2～3.5) 以上で、次の i～iii のいずれかを取得している者
  - i. 実用数学技能検定：準1級以上
  - ii. 統計検定：3級以上
  - iii. 情報処理技術者試験（どの試験区分でも可）

なお、プログラム特別枠・一般枠併願で出願する場合、一般枠の出願要件も満たしている必要があります。

## プログラム特別枠について

情報学部情報学科では、人文情報プログラム、社会共創プログラム、データサイエンスプログラム、計算機科学プログラムからなるプログラム制を採用しています。各学生は、それぞれの希望に応じて、2年次から配属するプログラムを選択することができます。プログラム特別枠は、入学当初から特定プログラムへの配属を強く希望する志願者、そして、各プログラムの特性に合う志願者の出願を促すためのもので、合格者は、出願したプログラムへの優先配属対象者となります。

なお、各プログラムの特徴は以下のとおりです。

#### (人文情報プログラム)

人文科学的知見を活用して高度情報化社会における課題を探索する能力を修得し、課題解決のための実践的理念を提供できる能力を養成します。

#### (社会共創プログラム)

高度情報化によるシステム（制度）の変化について、社会科学的知見を活用して課題を発見し、社会的課題の解決および社会目標の達成のためのシステム（制度）の構築や方策を提案できる能力を養成します。

#### (データサイエンスプログラム)

社会全体から集められるビッグデータを、情報システムを利用して収集する方法を設計し、集まったデータから、目的とする価値に適合した解決策を導く能力を養成します。

(計算機科学プログラム)

計算機や情報ネットワークをその数理的原理から理解することで、進歩の速い情報技術をフォローアップできる能力を持ち、人工知能や各種情報システムを研究開発できる能力を養成します。

○ GFL 特別枠

次のいずれかに該当する者

- 1 調査書の学習成績全体の評定平均値が3.8以上の者
- 2 学習成績概評が B (4.2~3.5) 以上で、英語の評定平均値が4.3以上の者
- 3 学習成績概評が B (4.2~3.5) 以上で、次の i ~ iv のいずれかを取得している者
  - i . 実用英語技能検定 (英検) : 2 級以上
  - ii . TOEIC Listening&Reading Test:550以上 (団体向けのTOEIC-IPは認めるが、IPテスト (オンライン) は除く)
  - iii . TOEFL-iBT : 42点以上 (Home Editionは除く)
  - iv . GTEC (4 技能) (有効期間内のOFFICIAL SCORE CERTIFICATEに限る) : 1105点以上

なお、GFL特別枠・一般枠併願で出願する場合、一般枠の出願要件も満たしている必要があります。

—— グローバルフロンティアリーダー(GFL)育成プログラムについて ——

群馬大学では、本学の学生が「自国及び他国の文化・歴史・伝統を理解し、外国語によるコミュニケーション能力を持ち、国内外において主体的に活動できる人」となるよう、グローバルフロンティアリーダーの育成に力を入れています。その一環として、グローバルフロンティアリーダー (GFL) 育成プログラムを設置し、日本語能力・国際理解を含む幅広い教養・外国語コミュニケーション能力の修得を中心とした教育を行うとともに、海外留学の経験を通して広い視野を持つ学生を育てます。

グローバルフロンティアリーダー(GFL)育成プログラムに所属するメリット

- (1) GFL生限定の留学プログラム
- (2) 留学費用の補助として返済不要の奨励金支給 (対象留学プログラムに参加した場合)
- (3) 外国人教員による英語学習特別プログラム
- (4) インターネット環境・パソコン・各種教材を備えた GFL 室の利用
- (5) 3 年次終了時もしくは 4 年次前期終了時に大学院に進学できる早期卒業・飛び推薦制度を理工学部の一部で実施

## ◎ 医学部

### (1) 医学科

次の①及び②全てに該当する者

① 出身学校における調査書類、学習成績、適性評価等に優れ、かつ、調査書の学習成績概評がA段階に属し、人物も優れている者

※ ①に該当する者については、調査書に①と表示してください。

② 出身学校において、数学については、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A及び数学Bのうち2科目以上、理科については、物理、化学及び生物のうち2科目以上を履修又は履修見込みの者

※ 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、数学についてはマセマティックスSL又はマセマティックスHLのいずれか、理科についてはフィジクスHL、ケミストリーHL、バイオロジーHLのうち2科目以上を履修又は履修見込みの者

上記①及び②の要件を満たし、群馬県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、群馬県からの修学資金の貸与を希望する者は地域医療枠の出願が必要です。

なお、地域医療枠で出願する者は、出願資格のほか、「群馬県緊急医師確保修学資金制度について（学校推薦型選抜）」に記載する対象者要件に該当しなければなりません。

合格者の判定はそれぞれの出願区分の基準により実施します。

#### ○ 一般枠

医師や医学研究者等を目指す一般的な選抜枠で、群馬県からの修学資金貸与を希望しない場合の出願区分です。

#### ○ 地域医療枠

群馬県の将来の医療を担うという強い意志を持ち、群馬県からの修学資金貸与を希望する場合の出願区分です。なお、入学後、地域医療枠を辞退することは、出願要件の趣旨に反することから、理由の如何を問わず認めません。

また、合格判定の結果、合格とならなかった場合、一般枠にて再度合格者の判定を行います。

- 群馬県の修学資金貸与制度の概要は、下記の「群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について（学校推薦型選抜）」を参照してください。
- 地域医療枠合格者は、群馬大学医学部や群馬県等が企画する県内医療に関する特別プログラムに参加します。
- 地域医療枠合格者は、卒業後10年間は、群馬大学医学部附属病院を含む群馬県内の特定病院の中から選択し、臨床研修及び診療業務に当たります。医師としての柔軟なキャリア形成が可能です。後出のキャリアモデルを参考にしてください。

## 1 対象者要件

「出願資格」（14ページ）及び「出願要件」（18ページ）に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 群馬県に所在する高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者
- (2) 群馬県に所在する通常の課程による12年の学校教育を修了見込みの者
- (3) 上記(1)及び(2)以外の者であって、次のいずれかに該当するもの
  - ① 出願時の住所が群馬県内にある者
  - ② 出願時に父母、祖父母又は配偶者のうち、いずれかの者の住所が群馬県内にある者
  - ③ 出願時の本籍が群馬県内にある者

## 2 提出書類

「4 出願手続(7)提出が必要な出願書類等」（28～29ページ）に示す出願書類のほか、次の書類をあわせて提出すること。

なお、(1)～(3)の書類にあつては、上記1(1)又は(2)に該当する者は除きます。

- (1) [1(3)①に該当する者] 住民票の写し
- (2) [1(3)②に該当する者] 父母、祖父母又は配偶者の住民票の写し及び出願者との関係がわかるもので次のいずれか一つ。
  - ・住民票の写し（続柄が記載されているもの）
  - ・出願者の出身高等学校等が発行する証明書（任意様式・学校長の証明印があるもの）
  - ・健康保険証の写し（続柄が記載されているもの）
  - ・市(区)役所、町村役場が発行するもので関係がわかるもの
- (3) [1(3)③に該当する者] 市(区)役所、町村役場が発行するもので本籍が証明できるもの  
※住民票の写しは、出願日前3ヶ月以内に発行されたもので、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとします。
- (4) [全員] 所定の様式に本人及び保護者（又は法定代理人）が署名、押印した同意書

## 3 貸与期間

6年間

## 4 修学資金貸与額（予定）

原則月額 10万円（ただし、本人及び生計を一にする者の所得額の合計が1,500万円未満の場合は15万円）

※「生計を一にする者」とは、主に、次に掲げる者

- ・修学資金の貸与を受けようとする者と同一世帯の父母
- ・修学資金の貸与を受けようとする者の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者
- ・その他、これらに類する者と知事が認める者

※初年度は、入学料相当額が加算されて貸与されます。

## 5 貸与条件

- (1) 群馬県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、卒業後、県内の特定病院に

において、貸与期間の3分の5に相当する期間（10年間＝従事必要期間）、卒後臨床研修及び診療業務に従事すること。

(2) 従事必要期間（10年間）のうち、臨床研修修了後の4年間以上は、群馬県保健医療計画に明記される医師不足地域の特定病院又は特に不足する診療科のうちから被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する特定病院又は診療科に勤務すること。ただし、へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は3年間以上とする。

(3) 従事必要期間（10年間）は、群馬県地域医療支援センターが用意する「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」に参加すること。

〔補足〕

- 「医師不足地域」、「特に不足する診療科」は、将来、勤務することとなる時点の保健医療計画に明記されます。
- 貸与期間中に修学資金貸与を辞退することは、原則として認めません。  
また、留年した場合は、当該留年に係る期間は貸与を受けることができません。

## 6 返還

卒業後、県内の特定病院において、従事必要期間（10年間）、卒後臨床研修及び診療業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

しかし、次のような場合は、貸与期間に年10%の割合で計算した利息を加算して、貸与した修学資金を返還することが必要です。

- 貸与条件を満たさないこととなった場合（ただし、特定病院における在職期間に応じて、返還が一部免除になります。）
- 卒業の翌年までの医師国家試験に合格できなかった場合
- 卒業後、県内の特定病院で臨床研修に従事しなかった場合

## 7 貸与手続

入試合格後、群馬県による意思確認の面接を経て、群馬県との間で貸与手続（貸与申請書の提出、貸与契約書の締結等）を行います。その際、連帯保証人2名が必要です。

※詳細は別途案内します。

なお、修学資金は、二月ごとにその期間分を貸与する予定です。

### 《制度の特色》

群馬県による本制度には下記のような特色がありますので、卒後臨床研修先の選定や、その後の診療業務、大学院進学、留学、研修等について、柔軟に計画することが可能となります。

① 卒業後に従事する特定病院は、被貸与者が選択することができます。

ただし、「5 貸与条件」(2) に示す特定病院又は診療科は被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する特定病院又は診療科になります。

② 群馬県地域医療支援センターが用意する「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」により、卒業後10年間のキャリア形成を支援します。キャリアパスは、地域間・病院間ローテーションにより、キャリアアップと地域医療への貢献を实践できるものです。

③ 卒業後、従事必要期間（10年間）は県内の特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは返還義務中断期間として認められます。

- i) 疾病・災害で業務に従事できなかった期間
- ii) 産休・育児休業した期間
- iii) 大学院（医学を履修する課程に限る）に在学した期間→5年まで可

- iv) 外国の大学・大学院、医療機関、研究施設等において医学研修等に従事した期間→5年まで可
- v) 特定病院で実施する専門研修のプログラムの一環として特定病院以外の病院に勤務した期間→3年まで可
- vi) 県の医療水準向上に資する専門知識習得のため特定病院以外の病院に勤務した期間→3年まで可

#### 《特定病院について》

「県内の特定病院」には、群馬大学医学部附属病院のほか、次の病院が予定されています。いずれも公的な側面が強い地域の中核的な病院です。これらの病院の医師不足解消も大きな目的の一つです。

群馬県立心臓血管センター、群馬県立がんセンター、群馬県立精神医療センター、群馬県立小児医療センター、前橋赤十字病院、公益財団法人老年病研究所附属病院、独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院、群馬県済生会前橋病院、前橋協立病院、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター、医療法人社団日高会日高病院、公立碓氷病院、独立行政法人国立病院機構渋川医療センター、公立藤岡総合病院、藤岡市国民健康保険鬼石病院、下仁田厚生病院、公立富岡総合病院、公立七日市病院、吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院、原町赤十字病院、西吾妻福祉病院、独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、社団法人伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、SUBARU健康保険組合太田記念病院、公立館林厚生病院

以上のほか、協力型臨床研修病院、へき地診療所、二次救急輪番病院。

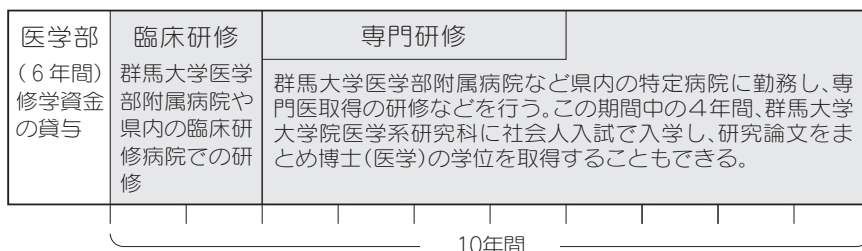
#### 《修学資金貸与制度に関する問合せ先》

群馬県庁 健康福祉部医務課 医師確保対策室 電話：027-226-2540（直通）

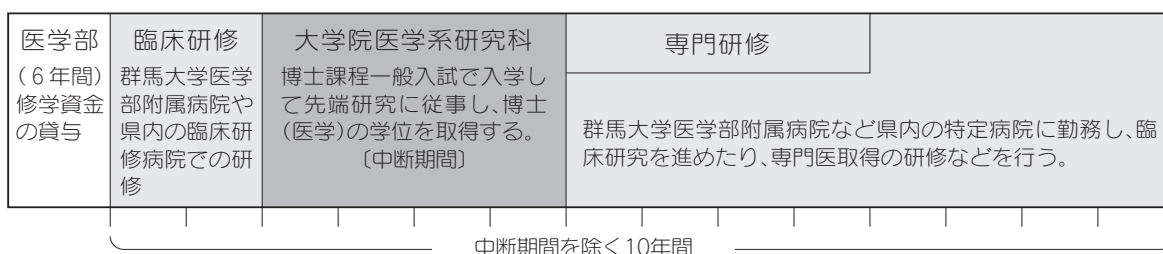


## 地域医療枠合格者の卒業後のキャリアモデル

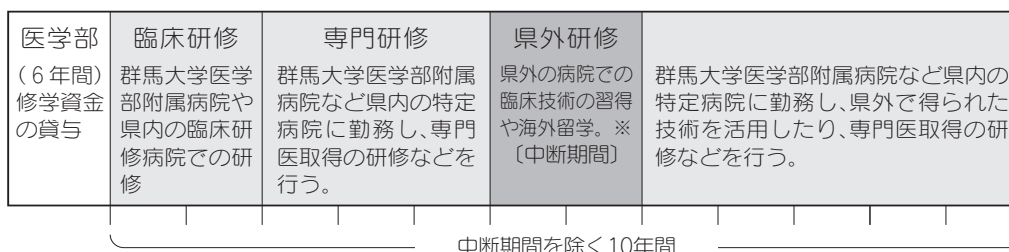
- 1) 専門研修の間に、群馬大学大学院医学系研究科の社会人入試制度を利用して、返還義務期間を中断することなく、博士（医学）の学位を取得することもできる。



- 2) 大学院医学系研究科に入学し、先端研究に従事して博士（医学）の学位を取得する。大学院在学中の期間を返還義務中断期間とする。

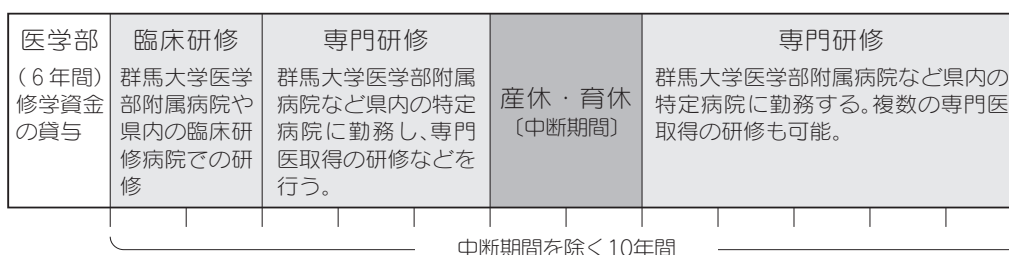


- 3) 県外での病院研修や海外留学を行い、その期間を返還義務中断期間とする。



\*県外の病院での臨床技術の習得は、特定病院で実施する専門研修のプログラムの一環としての場合に限ります。

- 4) 産休・育児休業の期間を返還義務中断期間とする。



(注) 上記は、群馬県の修学資金貸与制度の特色である、返還義務中断期間を活用しながら、卒業後のキャリアアップなどを図るモデルケースです。返還義務中断期間の取扱いで御不明な点は群馬県ホームページの「群馬県緊急医師確保修学資金制度」の御案内 (<https://www.pref.gunma.jp/02/d1010069.html>) を御覧になるか、群馬県庁健康福祉部医務課医師確保対策室 (027-226-2540) へお問合せください。

また、キャリア形成については、群馬県地域医療支援センター (027-220-7938) へお問い合わせください。

## (2) 保健学科

次の項目全てに該当する者

- ① 出身学校における学習成績及び人物に優れ、調査書の学習成績の全体の評定平均値が3.8以上の者
  - ② 出身学校において、数学については、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A及び数学Bのうち2科目以上、理科については、物理、化学及び生物のうち2科目以上を履修又は履修見込みの者
- ※ 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、数学についてはマセマティックスSL又はマセマティックスHLのいずれか、理科についてはフィジクスHL、ケミストリーHL、バイオロジーHLのうち2科目以上を履修又は履修見込みの者

## ◎ 理工学部

出身学校における成績及び人物に優れている者

上記の要件を満たし、GFLプログラムを希望する者は、出願資格のほか、GFL特別枠志願理由書及び英語外部検定試験の成績の提出が必要です。下記出願枠のいずれか又は、GFL特別枠と一般枠併願で出願することができ、合格者の判定は下記の出願枠それぞれで実施します。なお、GFL特別枠・一般枠併願で出願した場合は、GFL特別枠で合格とならなかった者は、一般枠で合格となる場合があります。

### ○ 一般枠

理工学部を目指す一般的な選抜枠です。

### ○ GFL特別枠

グローバル社会においてリーダーとなって活躍できる人材の育成を目指すグローバルフロンティアリーダー(GFL)プログラムへの所属を希望する出願区分です。GFL特別枠での合格者は、本学の「卓越学生に対する授業料免除制度」の優先適用の対象者となるとともに、1年次前期からGFLプログラムに所属し、短期海外研修などの活動に参加することになります。(GFLプログラムについては17ページを参照。)

なお、GFL特別枠の合格者は、学部在籍中の4年間はGFLプログラムの活動を継続することが望まれます。

出願書類として、一般枠の出願書類に加えて、以下を提出してください。

- GFL特別枠志願理由書 (A4用紙2枚程度)
- 英語外部検定試験の成績 (GTEC (4技能) (OFFICIAL SCORE CERTIFICATEに限る)、TOEFL-iBT、TOEIC Listening & Reading Test、英検、IELTS、TEAP) のうち1つ以上

### 3. 推薦人員

#### ◎ 共同教育学部

- (1) 国語、社会、数学、理科、技術、音楽、美術、教育、教育心理、特別支援教育専攻  
特に制限をしません。
- (2) 保健体育専攻  
出身学校1校につき、1名とします。

#### ◎ 情報学部

特に制限をしません。

#### ◎ 医学部

- (1) 医学科  
出身学校1校につき、一般枠及び地域医療枠を合わせて5名以内とします。
- (2) 保健学科  
特に制限をしません。

#### ◎ 理工学部

特に制限をしません。

### 4. 出願手続

国公立大学の学校推薦型選抜（大学入学共通テストを課す場合、課さない場合を含めて）に出願することができるのは、一つの大学・学部に限ります。

#### (1) 出願方法

インターネット出願

- |   |   |                         |
|---|---|-------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① インターネットにより、<b>志望情報等を入力する。</b></li><li>② <b>入学検定料を支払う。</b></li><li>③ 調査書等の<b>提出が必要な出願書類等を郵送する。</b></li></ol> | } | ①、②、③のすべての手続<br>きを行います。 |
|---|---|-------------------------|

#### ＜出願＞

1. インターネット出願は、インターネットでの入力及び入学検定料の支払いを行っただけでは出願手続き完了にはなりません。以下の期間内に必要な出願書類等が到着するように、簡易書留速達で郵送する必要があります。
2. インターネット出願ページでの志願者情報登録後、48時間以内に入学検定料を支払う必要があります。（ただし、11月5日（金）17時までとなります。）
3. 上記1. 及び2. を考慮し、早めにインターネット出願を行ってください。

※ 障害がある等でインターネット出願の利用が難しい方は、下記へ相談してください。  
群馬大学学務部学生受入課入学試験係 電話 027-220-7150